

No.193

2023

令和5年

3/15

広報

習志野市営ガス 水道 下水道

あじさい



習志野市企業局

CONTENTS

- 2 お引越しの際は、ガス・水道・下水道の使用中止
または使用開始のお手続きをお願いします
- 3 料金のお支払いは口座振替をお勧めします
- 3 正しい検針ができるようご協力をお願いします
- 4~5 習志野市営ガス・市営水道の歴史
- 6 雨水の宅内浸透にご協力ください
- 6 貯水槽水道の衛生管理されていますか？
- 7 インフォメーション
- 7 あじさいパズル
- 8 検針時「高齢者声かけサービス」

まちをやさしく照らす ガス灯



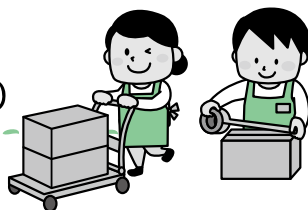
習志野市内には、習志野市役所前、習志野市企業局前など、5か所にガス灯が設置されています。近くにお立ち寄りの際は、ガス灯のレトロな雰囲気を感じてみてください。

習志野市のガス灯

検索

お引越し

の際は、**ガス・水道・下水道**の
使用中止または**使用開始**のお手続きを



お願いします

例年3月下旬から4月上旬は、大変混雑します。

お引越し予定のお客さまは、日程が決まりましたら**1週間前を目安**にご連絡をお願いします。



閉栓 ガス・水道・下水道の使用中止

- 習志野市企業局 料金センターまでご連絡ください。

☎047-475-3320

〔 営業時間 午前8時30分から午後5時まで
定休日 土曜・日曜・祝日・年末年始 〕

- 使用中止の受付をします。氏名・住所・電話番号などをご連絡ください。

※事前にご連絡がなかった場合、ご使用の有無に関わらず基本料金が発生しますのでご注意ください。
(使用中止日をさかのぼることはできません。)



※JR総武線より南側の地域で水道をご使用の人は、

千葉県企業局 県水お客様センター (☎0570-001-245) へご連絡をお願いします。

開栓 ガス・水道・下水道の使用開始

- お住まいの地域を担当する**習志野市指定ガスサービス店**(下表参照)にお電話をお願いします。

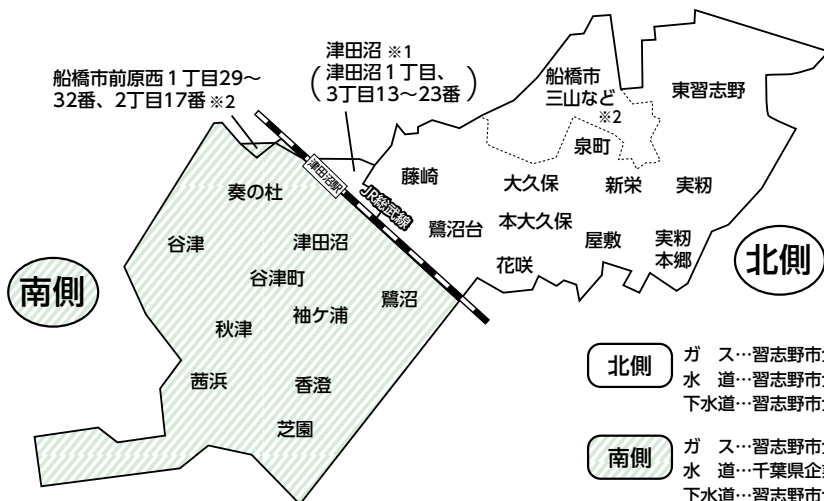
使用開始の予約をします。氏名・住所・電話番号などをご連絡ください。

- 下水道のみ**ご使用になる場合は習志野市企業局料金センターにご連絡ください。



ガスの開栓は、室内で**ガス漏れ検査**などを行うため、**お客さまの立会いが必要**になります。

※ご本人さまの立会いが困難な場合、代理の人の立会いをお願いします。
水道・下水道のみの開栓は、お客さまの立会いは不要です。



船橋市三山など

ガ ス…三山2丁目1番、
9丁目632番2・4・5・7~14、
634番3・35~37・150
水 道…三山1丁目~9丁目、
田喜野井2丁目27~31番、
習志野4丁目5~9番、
習志野5丁目

北側 ガ ス…習志野市企業局 (船橋市は三山の一部分のみ)
水 道…習志野市企業局
下水道…習志野市企業局 (船橋市は除く※2)

南側 ガ ス…習志野市企業局 (船橋市は前原西の一部分のみ)
水 道…千葉県企業局
下水道…習志野市企業局


これからお住まいになる地域	種別	連絡先	電話番号	定休日	営業時間
JR総武線より北側	ガス・水道 下水道	〈指定ガスサービス店〉 習志野ガス大久保センター(株)	047- 474-1426	なし (年末年始を除く)	午前9時~午後6時 (窓口および電話受付は 午後5時30分まで)
JR総武線より南側	ガス 下水道	〈指定ガスサービス店〉 株習志野ガス設備工業	047- 454-0025	なし (年末年始を除く)	午前9時~午後6時 (窓口および電話受付は 午後5時30分まで)
	水道 (県営水道)	千葉県企業局 県水お客様センター	0570-001-245 (ナビダイヤル)	日曜日・休日・ 年末年始	午前8時45分~午後6時 ※土曜日は午後5時まで

※1 津田沼はJR総武線より北側も含め、(株)習志野ガス設備工業で受付します。(水道は北側のみ習志野市企業局です。)

※2 船橋市の下水道については、千葉県企業局 県水お客様センターへご連絡ください。

料金のお支払い は 口座振替をお勧めします

- ✓ 支払期日を気にする必要がありません。
- ✓ 払込みの時間や手間が省けます。



●口座振替のお申し込み方法

○口座振替のお申し込みは、下記の金融機関の窓口で、お手続きをお願いします。
(申込用紙は、市内の金融機関窓口にて備え付けてあります。)

銀行	京葉、埼玉りそな、千葉、千葉興業、東京スター、みずほ、三井住友、三菱UFJ、ゆうちょ(郵便局)、りそな、きらぼし		
信託銀行	みずほ、三菱UFJ(口座振替のみ)	信用金庫	千葉、東京東
労働金庫	中央	農協	千葉みらい

①通帳など口座情報のわかるもの
 申し込み時に持参するもの
 ②銀行届出の印鑑(※)
 ③お客様番号のわかるもの(検針票・納入通知書など)

(※)口座開設時に印鑑の届出をしていない場合は、お手数ですが、金融機関にお問い合わせください。


- 日中お手続きができない場合は、習志野市企業局料金センター(☎047-475-3320)にご連絡ください。口座振替申込用紙を郵送します。
- 銀行での登録に2か月程度かかります。登録が完了しましたら、ハガキでお知らせします。登録までの間は納入通知書でのお支払いとなります。

三井住友信託銀行の公金収納業務は、令和5年3月31日で終了します。従来より三井住友信託銀行でお支払いをされている人は、他の金融機関の窓口または口座振替、スマホ決済などへの変更をお願いします。

正しい検針 ができるようご協力をお願いします

メーターの検針は、毎月または隔月定期的に各ご家庭をまわり実施しており、料金算定の基礎となる重要な作業です。検針作業を効率的に実施できるよう、周辺の整理・清掃等にご協力ください。

✗ 水道メーターボックスの上には、物を置かないでください。




メーターボックス

◎ 水道メーターボックスの中は雨水や泥がたまりやすいので、定期的に掃除をしてください。




✗ メーター収納庫の中には、物を置かないでください。

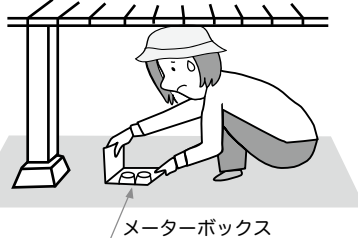


! 家の増改築などで、メーターが床下や屋内になるときは、習志野市企業局または習志野市指定給水装置工事事業者(水道工事店)へ連絡し、検針しやすい場所に移してください。


✗ ガス・水道メーターの付近で犬などの動物をつないだり、放し飼いにしたりしないでください。



◎移設費用はお客様負担となります。



メーターボックス



習志野市企業局 水道工事店

🔍 検索

習志野市企業局はこれからも皆さまの安全

習志野市の発展とともに供給件数も増加し、今では8万件以上のお客さまに都市写真とともに、皆さまからご要望の多かった、これまでの市営ガスと市営水道の

習志野市営ガスのはじまり

1954(昭和29)年8月1日、津田沼町と千葉市の一部がひとつになって習志野市が誕生しました。習志野市営ガスは、この習志野市が誕生する前の1952(昭和27)年から住みよい都市を目指して考えられていました。そして、1957(昭和32)年に市内で天然ガスの採掘に成功し、翌年から約1,000件を対象にガス事業を開始しました。

その後、環境基準の強化や施設の老朽化等により1997(平成9)年度末をもって自家井戸からのくみ上げを休止しました。現在では、千葉県内産天然ガス・外国産天然ガスを購入し、習志野市全域と船橋市の一部の約8万2千件にガスを供給しています。



(📷1) ガス井戸採掘



(📷2) ガス事業の許可通知



(📷4) 藤崎供給所ガスホルダー

(📷3) ガス事業開始祝賀式

習志野市営ガスの沿革

- 1957年 習志野市鷺沼で天然ガスの採取に成功(📷1)し事業許可(📷2)
- 1958年 鷺沼供給所を設置し、ガス事業開始(📷3)
- 1962年 藤崎供給所が完成(📷4)
- 1965年 千葉県内産天然ガスを原料とするガスの購入を開始
- 1967年 ガス水道局を創設
- 1974年 外国産液化天然ガスを原料とするガスの購入を開始
- 1974年 企業局を創設
- 1977年 東習志野供給所が完成
- 1980年 茜浜供給所が完成。球形ガスホルダー設置
- 1985年 袖ヶ浦受入所が完成
- 1988年 需要家数が50,000件を超える
- 1990年 茜浜供給所に2基目の球形ガスホルダー設置(📷5)



(📷5) 茜浜供給所球形ガスホルダー

- 1998年 自家井戸からの天然ガスの採取を廃止
- 2008年 ガス事業50周年を迎える
- 2015年 優良地方公営企業総務大臣表彰受賞
- 2016年 ガス保安功労者経済産業大臣表彰受賞
- 2022年 習志野市企業局の紹介動画制作・公開

・安心・快適な暮らしを支え続けます



ガスを、5万件以上のお客さまに水をお届けしています。事業開始当時の歴史をご紹介します。次号、習志野市下水道の沿革をご紹介します。

習志野市営水道の沿革

1949年 旧陸軍の給水施設(現在の第1給水場)を旧大蔵省から借り受けて、千葉県への認可により事業開始(📷6)(📷7)



(📷6) 旧陸軍給水塔



(📷7) 水道管布設作業

1957年 第1次拡張事業認可(計画給水人口:9,780人、計画1日最大給水量:5,130m³、給水区域:藤崎町と実籾町の一部に拡張)

1961年 第2次拡張事業認可(計画給水人口:40,000人、計画1日最大給水量:10,000m³、給水区域:JR総武線より北側の市域と船橋市の一部に拡張)

1964年 第3次拡張事業認可(計画給水人口:40,000人、計画1日最大給水量:15,000m³)

1967年 ガス水道局を創設(📷8)。第4次拡張事業認可(計画給水人口:75,000人、計画1日最大給水量:30,000m³)

1970年 第2給水場が完成

1972年 北千葉広域水道企業団に加盟

1974年 企業局を創設。第5次拡張事業認可(計画給水人口:104,200人、計画1日最大給水量:50,300m³)

1976年 第2給水場からの遠方監視制御を実施し、第1給水場を無人化

1978年 第3給水場が完成(📷9)

1979年 北千葉広域水道企業団から受水を開始

2003年 第2給水場更新工事完了

2019年 第4給水場が完成(📷10)。

第1給水場は浄水機能のみを残し、配水機能を第4給水場へ移行



(📷8)

ガス水道局時代の藤崎事務所



(📷9) 第3給水場の配水池



(📷10) 第4給水場の配水池

習志野市営水道のはじまり

習志野市では、JR総武線を境に北側を習志野市企業局が、南側を千葉県企業局が給水を行っています。この2つの水道事業者が給水を行っている経緯は、1938(昭和13)年に現在の千葉県企業局によりJR総武線より南側に給水が開始されましたが、北側には給水が進んでいませんでした。昭和20年代に入り大久保・藤崎地区の人口が急増し、水の大量供給が求められました。そこで、住民の要望に応えるべく、当時の津田沼町は国が管理していた水道施設を引き継いで、1949(昭和24)年に水道事業を開始しました。事業開始当初の給水件数は568件で、その後習志野市の発展とともに給水件数も増加し、現在では約5万9千件のお客さまに水をお届けしています。

(📷7) 出典: 習志野市立図書館デジタルアーカイブ「昔の写真で見る習志野市の歴史」

習志野市企業局の紹介動画をYouTubeで公開中!

習志野市のガスと水が皆さんの家庭にどのように届けられているのか、使った水はどのようにして下水として処理されているのか、そんな暮らしの“ひみつ”を紹介した動画を公開しています。



習志野市企業局紹介動画

検索

雨水の宅内浸透にご協力ください

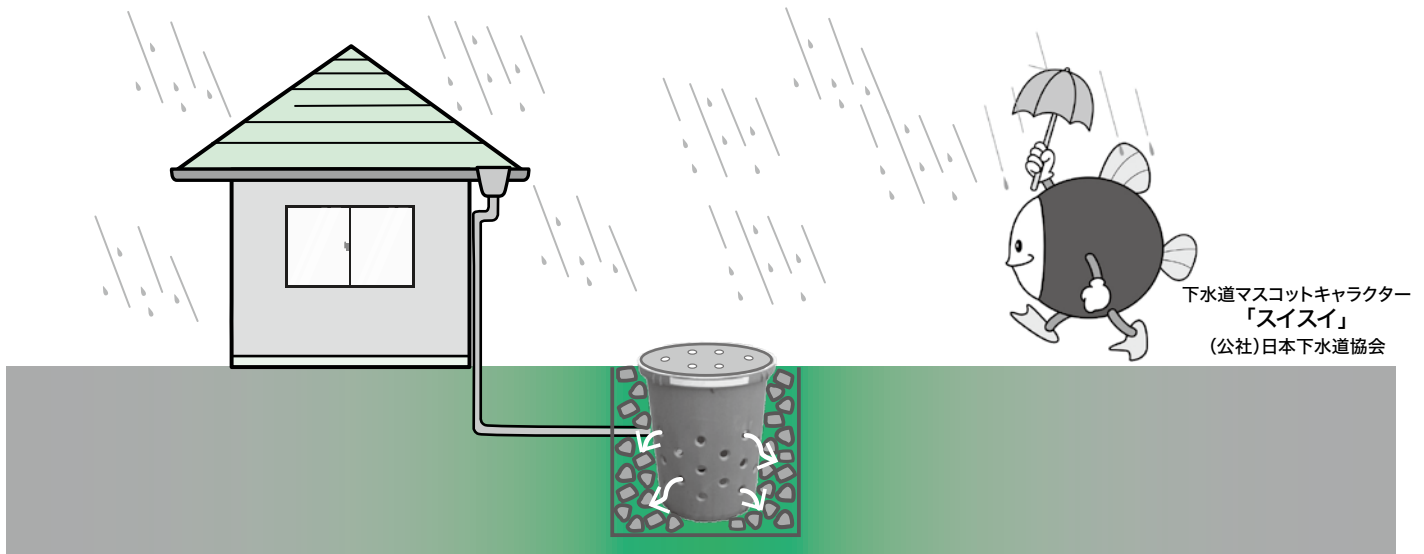
近年、集中豪雨が各地で多発しており、本市も例外ではありません。宅地等に降った雨水は下水道管等へ流れ込んで河川や海へ排出されますが、下水道管等の排水能力を超える雨が降った場合は排水処理がきかず、道路冠水等の都市型水害が発生します。

このため、各ご家庭で雨水浸透ますを設置していただき、下水道管等への負荷を減らすためのご協力をお願いします。また、既に雨水浸透ます等を設置のご家庭は、泥や落ち葉などで浸透機能等が損なわれないように定期的な清掃等をお願いします。

※雨水浸透に適さない地域もあります。ご不明な点があれば下水道課までお問い合わせください。

雨水浸透ますとは？

ますの側面や底部に浸透用の穴が開いた構造をしています。
雨どいからの雨水は、このますを通じて地下に浸透します。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」
(公社)日本下水道協会

TEL:047-475-3321 (代表) ●担当/下水道課

設置者のみなさまへ 貯水槽水道の衛生管理されていますか？

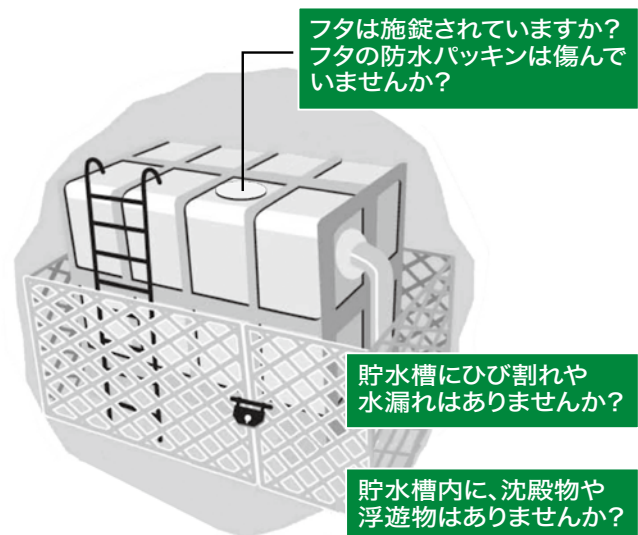
ビルやマンションには、貯水槽や高架水槽が設置されており、これらを含む給水施設を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道の管理が不十分な場合、水道水が濁ったり、異臭がすることがあります。

水道水を安心して使用していただくために、貯水槽水道の設置者は、水道法や習志野市給水条例に基づき適切な管理をお願いします。

〈必要な管理の内容〉

- ・毎年1回以上は貯水槽の清掃を行う。
- ・貯水槽の周辺は清潔に保ち、汚染の原因となるものを置かない。
- ・蛇口から出る水の色、味、臭い等を定期的に検査する。異常があった場合は、水質検査を行う。
- ・右図のような点を定期的に点検する。



TEL:047-475-3321 (代表) ●担当/ガス水道保安課

ガス定期保安検査にご協力ください

お客さまにガスを安全にご使用いただくため、法令に基づいて4年に1度、お客さま宅へ習志野市指定ガスサービス店（習志野ガス大久保センター(株)、(株)習志野ガス設備工業）の調査員が訪問し、ガス消費機器調査・ガス漏れ検査を実施します。

対象のお客さまには事前に訪問予定日を記載したお知らせを投函します。

※新型コロナウイルス感染防止のため、調査員は検温により体調に異変がないことを確認した者が訪問し、作業の際はマスクの着用を徹底します。

〈作業対象地区〉

谷津・奏の杜

〈作業期間〉

3月～6月

（訪問時期が前後する場合があります。）

〈検査時間〉

15分程度

※お願い

お知らせした検査予定日のご都合が悪い場合には、土日祝日含め、お客さまのご都合の良い日に変更いたしますので、ご連絡をお願いします。室内のガス機器を含め、可能な限り全てのガス機器を調査します。

検査費用は無料です

TEL:047-475-3321 (代表) ●担当/ガス水道保安課

メーターの取り替えにご協力ください

ガス・水道メーターは、計量法で定める有効期限を迎える前に取り替える必要があります。対象のお客さまには、事前に習志野市企業局よりハガキを郵送します。

取り替え作業は、習志野市企業局から委託を受けた習志野市管工事協同組合が行います。

〈計量法で定める有効期限〉

・一般用ガスメーターは10年

・業務用ガスメーターは7年

・水道メーターは8年

▶ ガスメーター



▶ 水道メーター



取り替え費用は無料です

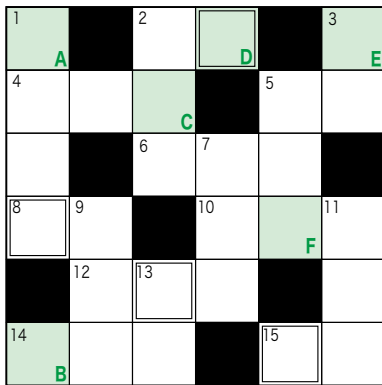
TEL:047-475-3321 (代表) ●担当/ガス水道保安課

おたのしみ あじさいパズル

A～Fまでの文字を順番に並べるとある言葉が出来ます。

出来た言葉をハガキに書いて送ってください。

4つの二重枠にはそれぞれ「ア」「ジ」「サ」「イ」の4文字が入ります。たくさんのご応募お待ちしております。



ヨコのカギ

- 川や池などに生息する口ひげのある大型の淡水魚
- トランプで1のこと
- 大根や落花生の生産量が日本一の都道府県
- 習志野市には4つの「○○○館」と地域を巡回する「移動○○○館」があります
- 自分で自分を褒めること。「○○自賛」
- 王様の位。「○○○継承」
- 金属で輪をつくり、長く繋いでひもや綱のようにしたもの
- 将来のことをあらかじめ約束し確保しておくこと
- 習志野市企業局が支える「○○全・○○心・快適な暮らし」

タテのカギ

- 一般道路と高速道路の接続箇所。「インター○○○○」
- 費用と効果を対比させた度合い。「○○○パフォーマンス」
- お椀に小分けされ薬味と一緒に食べる岩手県の郷土料理。「わんこ○○」
- 羽が大きく、色や模様が美しい昆虫
- 山を歩くときに木の枝を折ったり、読みかけの本に挟んだりして目印にするもの
- 出演者が準備をしたり、休んだりする部屋
- ストレス軽減やリラックス効果があるといわれている「マイナス○○○」
- 木や竹などを組んでつくった囲い

192号「おたのしみあじさいパズル」の答えは、

ユワカシキ(湯沸器)でした。

159通の応募がありました。
多数のご応募ありがとうございました。

締切 令和5年3月24日(金)必着

宛先 〒275-8666

習志野市企業局 企業総務課「あじさいパズル」係 まで(住所記載不要)

【応募方法】 ハガキに①パズルの解答②住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥広報あじさいに関するご意見・ご感想をご記入のうえ、上記の宛先までお送りください。(解答図は不要です。)

習志野市企業局のホームページからも応募いただけます。右のQRコードからアクセスしてください。

(ご応募はハガキ、ホームページを含めて1人1通となります。)

正解者の中から抽選で15名の方に、1,000円分の『習志野市内共通商品券』を進呈いたします。

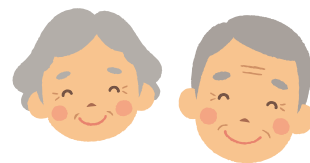
当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

なお、お寄せいただいたご意見などに対して、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

習志野市 広報あじさい

検索





検針時 「高齢者声かけサービス」

習志野市企業局では、ご希望のお客さまに対し検針員が検針の際に声かけをし、検針票を手渡しで行う「高齢者声かけサービス」を行っています。

本サービスは、高齢者の孤立感解消や異変の早期発見などを目的に、検針時の声かけを通して、お客さまが住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるようサポートするものです。

習志野市営ガス、上下水道のいずれかをご使用で、市内在住のおおむね65歳以上の独居または高齢者のみの世帯のお客さまがご利用いただけます。ぜひ、ご利用ください。



●ご在宅の場合

検針員が検針に伺った際、インターホンを押し、検針票を手渡しします。**ガスは毎月、水道・下水道は2か月に一度**検針に伺います。

●ご不在の場合

検針票を投函した上で、あらかじめ登録いただいた緊急時連絡者のメールアドレスに不在の旨をお知らせします。

●サービスの利用には事前の申請が必要です。

- ①不在時や緊急時等に連絡を受ける緊急時連絡者をあらかじめ決めていただきます。
- ②郵送または営業料金課窓口へお越しのうえ、申請書類をご提出ください。

●申請書類等は、ホームページにも掲載しています。

申請書類は3点です。

①利用登録申請書

※声かけ対象者と緊急時連絡者の同意（申請書への署名または押印）が必要です。

②個人情報の取り扱いに関する同意書

③高齢者声かけサービスに関する同意書

習志野市 声かけサービス

検索



問い合わせ

営業料金課
営業時間

電話：047-475-3321（代表）
午前8時30分～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）